

学校法人産業医科大学女子学生寮規程

昭和54年4月1日産医大規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人産業医科大学女子学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(基本の方針)

第2条 学生寮は、女子学生の勉学に資するための教育・厚生施設として、学生相互の規律ある共同生活の体験により、豊かな人間性と自主的精神に富んだ人間形成の場とする。

(管理運営の責任者)

第3条 学生寮の管理運営責任者は、学長とする。

2 学生寮に管理人を置く。

3 管理人は、学長の命を受け、学生寮に係る日常の業務を処理する。

(学生寮管理運営委員会)

第4条 学生寮の管理運営に関し、具体的な方策を審議し、その円滑を図るため、学長の諮問機関として学生寮管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(入寮資格及び入寮)

第5条 入寮資格者は、産業医科大学に在籍する女子学生とする。

2 入寮の許可は、学長が運営委員会の意見を聴いたうえで、行う。

3 選考は、面接又は書類審査により行う。

4 入寮の時期は、特別の事情がある場合を除き、4月及び10月の初めとする。

5 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に所定の手続きを完了して、入寮しなければならない。

(退寮)

第6条 本学の学籍を離れた者及び第7条の規定により退寮を命ぜられた者は、施設責任者が指定する日時までに、退寮しなければならない。

2 病気その他の事由により退寮を希望する者は、少なくとも1週間前までに、書面をもって学長に届け出なければならない。

第7条 学長は、寮生が次の事項のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

(1) 第10条第1項に規定する寮費及び居室の電気料の納入を怠ったとき。

(2) 寮内生活において、秩序又は風紀を著しく乱す行為があったとき。

(3) 心身の障害その他の事由により寮の共同生活に適しないと認められたとき。

(4) その他学生寮の管理運営に重大な支障をきたす行為があったとき。

(施設の保全)

第8条 寮生は、学生寮の施設、設備及び備品の正常な保全につとめるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品を汚損又は損傷しないこと。
- (2) 施設、設備及び備品を所定の目的以外に使用しないこと。
- (3) 共同の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つこと。
- (4) 掲示、はり紙等は、産業医科大学学生準則（昭和53年規則第11号）第12章に準拠し、管理人の指示に従うこと。
- (5) 火気の取扱いに注意し、とくに備付け又は許可をうけた電熱器等以外の光熱器具を使用しない等火災その他の災害の防止に万全を期すること。
- (6) 居室に学习上又は日常生活に必要なもの以外は持ちこまないこと。

2 故意又は重大な過失により学生寮の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、これを弁償させるものとする。

(寮生以外の者の宿泊)

第9条 入寮を許可された者以外のものは、学生寮に宿泊することは出来ない。

(寮費等)

第10条 寮生は、寮費（部屋代、光熱水費等（居室の電気料を除く。）の諸経費をいう。）及び居室の電気料を納入しなければならない。

2 寮費は、年額96,000円とする。

3 第2項に定める寮費は、前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の二期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を次の期限までに納入するものとする。

前期 4月末日まで

後期 10月末日まで

4 前期又は後期中途において入寮した者の当該期の寮費は、第2項に定める年額を月割計算して得た額に、入寮した月から当該期の末日までの月数を乗じた額を、入寮した日から1週間以内に納入するものとする。

5 前期又は後期中途において退寮した場合は、第2項に定める年額を月割計算して得た額に当該期の初めの月から退寮した月までの月数を乗じて得た額を、既に納入した当該期分の寮費の額から控除した額を返還するものとする。

6 第1項に定める居室の電気料は、別途指定する期日までに納入するものとする。

(共同生活の自主的規則)

第11条 寮生は、学寮設置の趣旨に従い、学生寮における日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため、学生寮自治規則を定めることができる。

2 前項の学生寮自治規則の改廃は、学長に当該規則の施行日の30日前までに提出するものとし、学長の承認を得るものとする。

(懇談会の開催)

第12条 学生寮における日常的又は具体的な問題についての意見、要望等を処理すると

ともに、教職員及び寮生の相互の理解を深めるため、随時懇談会を開催することができる。

第13条 学生寮に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日規程第1号)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規程第16号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月30日規程第8号)

1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に入寮し、かつ、施行日以後も引き続き入寮することとなる者の平成3年度の寮費の年額は、この規程による改正後の産業医科大学女子学生寮規程(以下「改正後の規程」という。)第10条第1項の規定にかかわらず、79,170円とし、前期及び後期の納入額は、それぞれ次の表に定める額とする。

前期	後期
40,170円	39,000円

3 前項に掲げる者が、この規程の施行日から平成4年3月31日までの間に退寮した場合におけるその者に対する寮費の返還額の算定に当たっては、改正後の規程第10条第4項の規定中、「第1項に定める年額を月割計算して得た額」とあるのを「6,500円」と読み替えて同条同項を適用するものとする。

附 則 (平成8年3月21日規程第12号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月27日規程第13号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日規程第8号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日規程第23号)

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。